



## 監督署の窓

### 労働基準監督官日記 (1週間)

今年10月、竹内結子さんが労働基準監督官を演じるドラマ『ダンダリン』が民放で放映予定ですが、一足先に監督官の日常をご紹介します。

●○月×日 月曜日  
朝から監督署内で打ち合わせ。各監督官が処理する賃金不払いの申告事案、国が行う賃金立替払制度事案、死亡事故や爆発事故に関する災害調査事案、賃金不払司法事件事案など現在進行中の案件の今後の処理方針を検討する。手間のかかる案



件が多く、署内連携と迅速処理を確認する。

午前11時、先週調査（臨検監督）した建設現場作業所から、元請（元方事業者）の所長さん、同じく安全担当社員さん、業者（関係請負人）の代表者（皆さんが来署。改善をお願いした労働安全衛生法違反については是正報告あり。引き続きの熱中症対策をお願いします。  
午後、地下鉄に乗って街中の建設現場（監督）へ。先週よりは気温が低いですが、それでも名古屋の夏は暑い。外部足場はかなりしっかりとした構造であるが、建物と足場の間や足場コーナー部の内側、工事用エレベーター付近

に墜落の恐れのある開口部あり。アーク溶接のホルダーが割れて破損しているが、ビニールテープで補強し使用。始業前点検もなし。業者さんの作業者が粉じん作業であるアーク溶接を行うも、検定品の防じんマスクを使用せず。別の作業者は、1階でロックウールのほぐし作業を行うも、ロックウールの混合機に巻き込まれ防止の蓋がなく、行政通達でお願いしている防じんマスクの着用もなし。元請さんに、業者さんに対する安全衛生指導をお願いする。

建設業は、労働時間の限度基準が適用除外のため36協定の限度時間が長い傾向あり。実際に、土曜日出勤は当たり前となっており、長時間労働が見受けられる。元請さんの職員の労働時間を確認するに、把握が不適切で割増賃金の一部不払いが判明する。

●○月×日 火曜日

午前中、金融関係の事業場の総務担当の方が来署。前の週の調査結果を踏まえ、時間外割増賃金の不払いなどについては是正を指導する。この際、  
“調査のきっかけは何ですか”との質問があり、  
“定期調査です”とお答えする。ちなみに、何らかの情報に基づく調査は、10件に1件くらいか。

午後、賃金不払事業場の代表者、つまり労働基準法違反事件の被疑者の取り調べ。逃亡も証拠隠滅のおそれもなく、任意の出頭要請に基づく。生まれ、生い立ちから職歴、資産、事業履歴、経営状況、賃金不払いに至る経過などなど。被疑者の目に涙。後悔先に立たず。早期に検察庁へ書類送検すべく、捜査報告書を完成させねば。

●○月×日 水曜日  
午前中、賃金立替払の報告書を作成。倒産のどさくさに紛れ出勤記録や賃金台帳が紛失しており、給料額の確定に手間取っ

た事案。何とか最終段階へ。  
午後、一昨日に続き、建設現場へ。徒歩、暑い。自分が熱中症にならないよう……。外部足場の組立状況、屋上や建物各階での作業確認のため、足場や内部の階段を上へ、下へ。外部足場の床が部材置き場になっており、通行できず。型枠支保工の作業計画がなく、曲がったパイプサポートを使用し、傾いた取付けもあり。他の現場でも、業者さんが適当に取り付けている例を見かける。全体に、型枠支保工の施工水準が低下していると感じる。ウレタン発泡による断熱工事があり、火災予防と有害物対策をお願いします。

●○月×日 木曜日  
1日かけて金属関係の製造業の調査。突然の訪問にもかかわらず、担当者の方には快く対応頂き感謝。  
労務管理の面では、36協定の1カ月上限時間を超え時間外労働を行わせるにあたり、特別条項で

定める「労使の事前協議」がなく、違法残業となっていた。

安全衛生の面では、いろいろ問題あり。工場の敷地は広いが、隅々まで巡回し足が棒となる。あちこちで粉じんが舞い、とてつもない騒音作業も暑い、2日続けての屋外調査のため自分の熱中症に要注意。安全衛生委員会において、過重労働健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、作業環境測定結果に基づく対策の樹立について協議なし。フォークリフトの能力や荷の形状等に応じた作業計画なし。動力プレスの特定自主検査の結果、安全装置が不備であるにもかかわらず補修せず。無資格者が天井クレーンの玉掛作業。作業構台の墜落防止対策が不十分。シャワーの刃の覆いの隙間が大きく、その役割を果たしていない。アーク溶接作業を行うも防じんマスクの着用がなく、あるいは検定マスクの使用なし。局所排気装置の点検結果

を改ざんなどなど。事業場内で安全文化が継承されていないこと、構内作業の外注化など、適正な安全衛生管理に向けての課題多し。迅速な改善と、安全文化の再生を望む。

●○月×日 金曜日

本日は、外出の予定もなく1日事務所内。外は暑く、何となく「ホッ」。部下の業務の進捗状況を点検し、今後の対応を指示。来客3組、指導事項の改善報告や適正労働時間把握の取り組みに関する相談など。賃金不払事業場の代表者に来署を求めていたが、来署も連絡もなし。来週、自宅へ出向くか……。窓口からは、行政の対応に納得出来ないとして、怒鳴り声が聞こえてくる。気にかけて様子を見ていたが、しばらくして相談者の方は落ちて着かれたようだ。そのほか、雑務処理で1日、いや1週間が終わる。(はずだった)

●○月×日 土曜日

午前中、明日までに図書館へ返す本を手についた途端、上司より電話あり。「感電事故が起き、被災者心肺停止。調査されたし」急ぎ、調査の手配をし、午後一番に現場の工場へ。事故は、電気工事の業者さんが工場内の配電盤を撤去するため、工場敷地内のキュービクル式高圧受電設備内の電源スイッチを事前に遮断する際に発生。発生原因調査のため通電状態のキュービクルの扉を開け、内部を確認する。もちろん、電気に色はついておらず見えないのでかなり危険。慎重に、慎重に。おそらく、スイッチへの配線を確認するため、キュービクル内部を覗き込もうと奥に頭を入れた時に200ボルト通電中の金属板に触れ、頭↓心臓↓右膝↓キュービクルの金属架台と電流が走ったものと思われる。残念ながら、作業者の方はお亡くなりになった。詳細な原因分析と再発防止対策の検討は、来週からとなる。

賃金・退職金制度の相談窓口のご案内

## 賃金・退職金制度の導入・見直しをお考えの事業主様へ

愛知労働局 賃金課

愛知労働局では賃金・退職金制度の導入や見直しをお手伝いするために、賃金・退職金制度に詳しい賃金相談員(社会保険労務士)による相談窓口を開設しております。相談は無料で、相談事項の秘密は厳守されております。お気軽にご利用ください。

開設日：第2・第3・第4木曜日  
開設時間：9:00～17:00 (12:00～13:00は休憩)

電話相談 TEL：052-972-0257

来庁相談 要予約 愛知労働局 労働基準部 賃金課にてご相談をお受けします。  
申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メールにてご予約ください。  
希望日時を調整し、ご連絡いたします。

【申し込み先】 愛知労働局 労働基準部 賃金課  
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 4階  
TEL 052-972-0257 ・ FAX 052-951-4193  
E-mail : chingin@hw-aichi.go.jp  
URL : [http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/madoguchi\\_annai/](http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/madoguchi_annai/)